

各地方整備局道路部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

殿

国土交通省道路局  
路政課長

### 道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について

道路占用許可の申請手続等については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）、「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）等を踏まえて簡素合理化を進めてきたところであるが、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において「道路占用許可が取得しやすくなるよう、（中略）申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。」こととされた。

これを受けて、これまでの関係通達を見直し、下記のとおり道路占用許可申請手続の簡素化及び許可の一層の弾力化を図ることとしたので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 事前相談について

道路上への物件の設置や路上イベント（以下「路上イベント等」という。）には多種多様な目的・形態が想定され、道路の占用により道路の構造又は交通に著しい影響を与える場合もあることから、当該路上イベント等に伴う占用許可に当たっては、特に慎重な審査が必要となるところである。このため、円滑に道路占用許可手続を進行させるためには、占用希望者から道路管理者に対し、路上イベント等の開催の目的、設置しようとする物件の概要、安全確保策等について十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

道路管理者においては、道路占用許可手続を説明するホームページに事前相談の活用が円滑な占用許可の取得に有効であることを掲載するなどの方法により、占用希望者が事前相談を積極的に活用するよう、周知を図ること。また、事前相談においては占用希望者に同種同様の占用実績がないことをもって占用物件の管理能力や当該占用に係る公共性等に疑義を呈するのではなく、管理体制や占用目的を実質的に検討し、適切な助言を行うよう努めること。

## 2 路上イベント等における道路占用許可申請書の一括化

路上イベント等において、複数の露店やテーブル、椅子等の物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合がある。このような場合に個々の物件ごとに占用許可申請書を始めとする一連の書類の提出を求めるとすると、書類の量が増大して占用希望者に多大な負担を課するおそれがある。

道路管理者においては、合理的な範囲において1枚の道路占用許可申請書に複数の物件を記載させて一括して申請させることにより、占用主体の図面等の作成の労力を省くよう務めること。

なお、道路占用許可は道路区域に設けようとする物件に対して行うものであるところ、申請書の一括化は、路上イベント等のために交通規制のなされる区域であればどのような物件を設置しても構わないとするいわゆる「包括占用」を認める趣旨ではないので念のため申し添える。

## 3 道路占用許可申請書の添付書類について

道路占用許可申請書の添付書類については、占用許可の審査に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度な負担をかけることのないよう厳に留意すること。

占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占用を希望する場合、占用主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。特に、反復的に開催される路上イベント等の申請においては、前回申請時の図面を活用するなどにより、一層の簡素化に努めること。

また、耐用年数の経過による老朽化等に伴い、既設の占用物件を撤去し、これに代わる同径同長の物件を設置しようとする場合のように、占用物件の同一性が失われていないと判断できる場合については、公益物件、一般物件の区分に関わらず、道路法第32条第3項の規定に基づく変更許可として事務処理を行うことにより、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。

## 4 道路使用許可との一括受付制度について

道路占用許可と道路使用許可の両方が必要である場合としては工事中板囲の設置や露店の出店等が想定されるところ、道路法第32条第4項及び道路交通法第78条第2項の規定により、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して行うことができるとされている。

上述の道路占用許可と道路使用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度（以下「一括受付制度」という。）は、事前相談により調整済みの新規許可申請や変更申請に係る申請者の負担軽減に資するものであり、引き続き制度を積極的に周知するとともに、道路管理者が両方の申請を一括して受け付けた場合には、警察に対して可能な限り速やかに道路使用許可申請書等を送付することにより制度の円滑な運用に努めること。

また、一括受付制度の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

### (1) 警察との連携

道路管理者と警察との間における申請書の送付方法、添付書類の確認方法等について、警察と取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、警察と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、道路法第32条第5項又は道路交通法第79条に基づく協議については、一般的に文書で行われるものであるが、道路工事調整会議等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であるので、協議方法について警察と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導

路上イベント等に伴い道路区域に物件を設ける場合、実施主体から道路管理者及び警察に対して事前に相談がなされることが多いことから、事前相談の場で、警察と連携しつつ、必要な指導、助言等を行い、それぞれの申請内容、申請に必要な添付書類等について実施主体及び警察と十分に調整を済ませておき、道路管理者又は警察署長のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続きが円滑に行われるよう配慮すること。

(3) 一括受付制度の周知徹底

一括受付制度を広く周知するため、道路工事調整会議等の場を通じた制度の趣旨の説明、制度概要の申請窓口への掲示、地方整備局等のホームページへの掲載を始めとした広報活動を行うほか、制度について記載された部外向け資料の事務所又は出張所への備付け等を行うように努め、事業者だけでなく広く国民を対象として周知を図ること。

5 占用の期間について

占用の期間については、道路法施行令第9条に期間の上限を定めているところであるが、その運用に当たっては、合理的な理由もなく短い許可期間とすることでいたずらに更新手続きを繰り返させることのないようにすること。また、一定期間、継続的・反復的に開催される路上イベント等に係る占用にあつては、開催のたびに許可申請書の提出を求めるのではなく、申請者の要望に応じ、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特定の時間を許可期間とする占用許可を行うなどにより、申請者の事務手続きの負担軽減を図ること。

6 その他

次に掲げる通達又は通知については、廃止する。

- (1) 「道路占用の手続き等について」（昭和50年1月30日付け建設省道政発第9号路政課長通達）
- (2) 「道路占用許可事務等の簡素化について」（昭和58年2月9日付け建設省道政発第18号路政課長通達）
- (3) 「道路占用許可（更新）手続き簡素化措置の徹底について」（平成7年3月6日付け建設省道政発第32号路政課長通達）
- (4) 「道路占用許可申請書が提出された際の取扱いについて」（平成7年3月30日付け建設省道政発第49号路政課長通達）
- (5) 「占用許可申請手続きの簡素合理化について」（平成17年3月17日付け国道利第30号路政課長通知）
- (6) 「許認可等申請手続きの簡素合理化に関する行政評価・監視の結果（勧告）」に基づく道路占用許可申請手続きの簡素・合理化について」（平成17年3月17日付け国道利第32号道路利用調整室長通知）